

令和3年3月26日
(公社) 建設荷役車両安全技術協会
長崎県支部
支部長 石川 純一

フォークリフト運転技能講習学科修了試験不正事案に係る行政処分について

この度、(公社)建設荷役車両安全技術協会 長崎県支部(以下:建荷協長崎県支部)が実施しているフォークリフト運転技能講習について、「学科修了試験において合格点に満たない者を不正に合格させていた。」という事実が確認され、長崎労働局より行政処分を受けました。

このことは登録教習機関としての信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げますとともに、当該事案に係る諸事項について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 行政処分の原因となる事実

建荷協長崎県支部が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間に実施した「フォークリフト運転技能講習 学科修了試験」において、修了試験の結果が不合格であった者21人に対して、点数を修正し合格として取り扱っていたこと。

2. 行政処分の内容と補講について

(1) 行政処分内容(令和3年3月24日付)

- ・労働安全衛生法第52条の2の規定に基づき、以下の事項について改善を命じる。

なお、改善報告書を令和3年5月21日までに書面により報告すること。

- ① 不正行為により学科試験合格となった21人の技能講習修了証は無効となることから、同人らに速やかに通知を行い、同修了証の回収を確実に行うこと
- ② ①の者らに対する補講を確実に実施すること
- ③ 再発防止対策を講じること
- ④ 登録教習機関として、公正な技能講習を行うための体制の整備と監査体制の整備を行うこと

(2) 補講の実施について

- ・「フォークリフト運転技能講習 学科修了試験」において点数を修正し合格としていた21人の方に対して、学科補講及び学科修了試験を実施する。
- ・対象となった21人の方には個別に学科補講及び学科修了試験の案内を電話もしくは文書にて通知する。

3. 登録教習機関としての業務の廃止について

今回の事案が建荷協の「労働災害の防止に寄与する」という目的に反し、登録教習機関業務への信頼を損ねるものであったことを重く受け止め、当支部理事会で審議した結果、登録教習機関業務を廃止せざるを得ないとの判断に至り、令和3年9月末を目途に当事案に係る学科補講及び学科修了試験の結果を長崎労働局に報告を終えたのち、フォークリフト運転技能講習及び車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の業務を廃止することを決定いたしました。

今回対象となった21人の皆様及び関係者の皆様に改めてお詫び申し上げます。今後は再発防止を徹底して、建荷協長崎県支部の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上